

居宅介護支援重要事項説明書

令和 7年6月1日

1 事業の目的及び運営方針

1 事業の目的

この事業は、介護が必要になった方にご自宅で自立した生活が送れるよう、介護支援専門員が相談を受け、居宅介護支援計画（ケアプラン）を立て、支援するサービスです。
また、地域における、医療・介護との連携を図り、公正中立な立場で多様な事業者を調整し、ご自宅での生活を支援していく事を目的としています。

2 運営方針

事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき自立した日常生活を営むことが出来るよう支援を行います。事業の実施にあたっては市町村地域の保険、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、多様な事業者から総合的かつ効率的にサービスが提供されるように配慮します。

2 事業所の概要

1 法人及び事業所の名称

法人名	一般社団法人 狭山市医師会
代表	遠藤 一博
所在地	埼玉県狭山市狭山台3-24
電話番号	04-2957-7077

事業所名	狭山市医師会指定居宅介護支援事業所
所在地	埼玉県狭山市狭山台1-21
介護保険指定番号	居宅介護サービス（埼玉県1172700260号）
電話番号	04-2956-8625
その他提供サービス	狭山市医師会訪問看護ステーション

2 同事業所の職員

	常勤	非常勤
管理者（主任介護支援専門員）	1名	
介護支援専門員	1名	2名
事務員	1名（兼務）	

3 営業日時及びサービス提供地域

営業日は月曜日から金曜日までとします。但し、12/29～1/3まで及び土、日、祝祭日を除きます。営業時間は午前8時30分から午後5時までとします。

サービス提供地域：狭山市（左記以外の方でもご希望の方はご相談下さい）

4 居宅介護支援の提供方法及び内容

- ・相談の場所 事業所内及び利用者宅、その他必要と認められる場所
- ・課題分析は標準項目を利用したアセスメント方式
- ・サービス担当者会議開催場所 利用者宅又は事業所、サービス事業所等

※介護支援専門員は身分証明書を常に携帯し、掲示を求められた場合はこれを掲示します。

5 利用料金（別紙記載）

居宅介護支援に関するサービス利用料金について基本的にはご利用者の負担はありません。

6 事故発生時の対応

事故が発生した場合には、速やかに必要な措置を講じ、市町村、利用者の家族等に連絡、説明を行い事故の状況及び行った処置について記録をとります。
賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

7 個人情報の保護(秘密保持)

- 1 当事業所が得たご利用者又はそのご家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的で原則使用しません。
- 2 当事業所の職員は、職務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持します。
- 3 当事業所の職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、退職後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

8 ICT(インターネット等による情報共有)の活用について

当事業所は積極的にICTの活用をしています。ICTを用いて、他の事業所や病院等と情報共有しています。また、ケアプランの作成や介護保険請求を行い、業務の効率化を図っています。

9 利用者自身によるサービスの選択と同意

利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。
居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者は、複数のサービス事業所等を紹介するよう介護支援専門員に求める事ができます。利用者は居宅サービス計画に位置付けたサービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。

10 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化があった場合、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族等へ連絡します。

11 災害等非常時への対策

- 1 地震・風雪水害などの自然災害発生、または警報などが発令された場合には、サービスの提供を中止する場合があります。その場合は事業者から連絡します。
- 2 感染症、及び非常災害等発生時における事業継続計画（BCP）を策定し、事業計画に基づき定期的な研修、訓練を実施します。

12 感染症対策の強化

当事業所は、当法人の感染対策委員会に属し、おおむね1年に1回以上の委員会開催された結果について周知し、感染症の予防及びまん延防止の為に指針を整備し、研修及び訓練を定期的実施します。

13 虐待防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために以下の対策を講じます。

- 1 虐待防止責任者を選任しています。
- 2 問題解決のための体制を整備しています。
- 3 研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上に勤めます。
- 4 サービスの提供中に、虐待と思われる事案が発生した場合は通報の義務があります。

虐待防止責任者	潮 朋美
---------	------

14 身体拘束等適正化のための措置

当事業所は、利用者の生命または身体を保護する為のやむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わないこととしています。

15 ハラスメントの防止

- 1 利用者又はその家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為、病状とは無関係な暴言、暴力、セクシュアルハラスメントを行った場合は契約終了します。
- 2 事業所は、現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向けて取り組みます。

16 入退院、入退所時の連携

利用者が、病院または施設に入られた場合は、入退院、入退所の連携を図ります。

17 第三者評価の実施状況

当事業所は第三者評価機関による評価を実施していません。

18 サービス内容に関する相談窓口

1 当事業所の相談、苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談、苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談、苦情を承ります。

責任者	潮 朋美
-----	------

TEL 04-2956-8625 FAX 04-2956-8626

2 その他

当事業所以外に、県・市町村の相談、苦情窓口等へ苦情を伝えることができます。

埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情対応係 TEL 048-824-2568

狭山市役所 健康推進部 介護保険課 TEL 04-2953-1111

*ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

年 月 日

説明者氏名

説明に同意しました。

利用者氏名

ご家族代表者氏名